

四、定期職の解僱の協会は今回に限らず  
従来の旅費年寄の外別に日給十五  
日分支給せられ度一

十月十七日朝二協会は信會幹部の面  
會をひかえらるる会を副会長外五名  
出頭の上二協会は解僱の際一には  
大正十一年の解僱當時の年寄を以て最  
低となしとれ此上極力盡力する旨も先  
づたのん對し職二考は提出の要求條次  
の要領の協力をせらるるを述べるとは飽  
くは該要此條は長瀬氏のものなるん

目的の貫徹の妨げを宣し何れ組合員  
と協議の上駐一考すしと答之退けり尚之れと  
同時に定期職二の解僱は即時に回答  
しては差支之無しと二協長は二ヶ月止は五内  
一ヶ月止は十内二ヶ月止は十五内外に旅費  
遠近の相確合し二内より十五内近び支給する  
を發表し既いん客行して、あり又組合代表  
者は重役の會見を申込みたる結果同日午  
後四時半會見要求條次の回答を迫る  
るに會社は十一年當時の年寄止は發表す  
る限らしやうが又解僱の通知に二三とある  
うければ發表するは出来ぬと白書せられたるが